

歩路等に使用する鋼索のためのターンバックルに関する事項

改正規則等

鋼船規則検査要領 C 編
（日本籍船舶用及び外国籍船舶用）
鋼船規則 C 編
鋼船規則 CS 編
高速船規則
（日本籍船舶用）

改正理由

国際満載喫水線条約（以下、LL 条約）附属書 I 第 25 規則及び第 25-1 規則では、船員の保護並びに指定乾舷の型式等に応じて、船員の安全な通路を備えることが規定されている。本会は同規則を既に本会規則に取入れている。

同条約ではそれらの通路等において鋼索（ワイヤロープ）を使用する場合には、ターンバックルを用いて緊張状態を保たなければならない旨が規定されている。しかしながら、本会規則では当該条約規定が明文化されておらず、本会規則と LL 条約との対応関係が一部不明確な状態であることが判明した。

このため、LL 条約との対応関係が明確となるよう、関連規定を改めた。また、これに併せて、歩路等に使用する鋼製保護索等に関する日本籍船舶用の規定について、国内法令及び LL 条約を参考に表現を改める。

改正内容

- (1) 歩路等に使用する鋼索（ワイヤロープ）について、ターンバックルを用いて緊張状態を保たなければならない旨を明記する。
- (2) 歩路に使用する鋼製保護索等に関する日本籍船舶用の規定について、国内法令及び LL 条約を参考に表現を改める。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。（日本籍船舶用）

C 編 船体構造及び船体艤装

23 章 ブルワーク，ガードレール，放水設備，舷側諸口，丸窓，角窓， 通風口及び歩路

23.1 ブルワーク及びガードレール

23.1.1 一般*

-1. すべての暴露甲板のまわりには，有効なブルワーク又はガードレールを設けなければならない。

-2.(3)を次のように改める。

-2. 前-1.のガードレールは，以下の規定によること。

- (1) ガードレールの支柱は，約 1.5m の間隔で備え付けなければならない。取り外し式又はヒンジ式支柱の場合は，直立状態で固定でなければならない。
- (2) 支柱は，少なくとも 3 本毎に肘板又はステイにより支持するか，又は，本会が適当と認める措置を講じなければならない。
- (3) 船舶の通常の運用の妨げになる場合であって，制限された長さに限り，ガードレールの代わりにワイヤロープを用いてもよい。ただし，ワイヤロープは必要に応じてターンバックルにより張り詰めた状態にしなければならない。
- (4) 船舶の通常の運用の妨げになる場合であって，2 本の固定支柱及び/又はブルワークの間に設けられる場合に限り，ガードレールの代わりにチェーンを用いてもよい。

CS 編 小型鋼船の船体構造及び船体艤装

21 章 ブルワーク，ガードレール，放水設備，舷側諸口，丸窓，角窓， 通風口及び歩路

21.1 ブルワーク及びガードレール

21.1.1 一般

-1. すべての暴露甲板のまわりには，有効なブルワーク又はガードレールを設けなければならない。

-2.(3)を次のように改める。

-2. 前-1.のガードレールは，以下の規定によること。

- (1) ガードレールの支柱は，約 1.5 m の間隔で備え付けなければならない。取り外し式又はヒンジ式支柱の場合は，直立状態で固定できなければならない。
- (2) 支柱は，少なくとも 3 本毎に肘板又はステイにより支持するか，又は，本会が適当と認める措置を講じなければならない。
- (3) 船舶の通常の運用の妨げになる場合であって，制限された長さに限り，ガードレールの代わりにワイヤロープを用いてもよい。ただし，ワイヤロープは必要に応じてターンバックルにより張り詰めた状態にしなければならない。
- (4) 船舶の通常の運用の妨げになる場合であって，2 本の固定支柱及び/又はブルワークの間に設けられる場合に限り，ガードレールの代わりにチェーンを用いてもよい。

「高速船規則」の一部を次のように改正する。（日本籍船舶用）

7 編 船体艤装及びペイント工事

3 章 ブルワーク，ガードレール，放水設備，舷側諸口，丸窓，通風筒及び歩路

3.1 ブルワーク及びガードレール

3.1.1 一般*

-1. すべての暴露甲板のまわりには，ブルワーク又はガードレールを設けなければならない。

-2.(3)を次のように改める。

-2. 前-1.のガードレールは，以下の規定によること。

- (1) ガードレールの支柱は，約 1.5m の間隔で備え付けなければならない。取り外し式又はヒンジ式支柱の場合は，直立状態で固定できなければならない。
- (2) 支柱は，少なくとも 3 本毎に肘板又はステイにより支持するか，又は，本会が適当と認める措置を講じなければならない。
- (3) 船舶の通常の運用の妨げになる場合であって，制限された長さに限り，ガードレールの代わりにワイヤロープを用いてもよい。ただし，ワイヤロープは必要に応じてターンバックルにより張り詰めた状態にしなければならない。
- (4) 船舶の通常の運用の妨げになる場合であって，2 本の固定支柱及び/又はブルワークの間に設けられる場合に限り，ガードレールの代わりにチェーンを用いてもよい。

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

C 編 船体構造及び船体艤装

C23 ブルワーク、ガードレール、放水設備、舷側諸口、丸窓、角窓、通風口及び歩路

C23.7 歩路

C23.7.1 一般

-2.を次のように改める。（日本籍船舶用）

- 2. 表 C23.7.1-1.において、a～f は設備の種類、1)～~~25)~~は設備の位置を表し、次による。
(a から c は省略)

d : 鋼製保護索又はこれと同等のハンドレール

~~綱索の径は 10 mm 以上とし、支柱または倉口縁材により 10 m を超えない間隔で支持し、索を実に緊張状態に保つこと。又は、単一のハンドレールを倉口縁材に設ける。ただし、倉口の間等倉口縁材がない箇所では、他の適当な支持装置を設ける。~~

10 m 以内の間隔で設置された支柱により支持された、直径 10 mm 以上の鋼製保護索、又は、倉口の間で連続的かつ適切に支持され、かつ、倉口縁材に取り付けられた単一のハンドレールもしくは鋼索とすること。

(e から f は省略)

(1) から 5) は省略)

-3.を次のように改める。

- 3. 前-1.の設備は、次のことに注意する。

- (1) ワイヤロープを取り付ける場合には、張りを確保するためにターンバックルを備える。
- ~~(2)~~ 船舶が通常の運用の妨げになる場合であって、制限された長さに限り、ガードレールの代わりにワイヤロープが認められる。
- ~~(23)~~ 2 本の固定支柱の間に設けられる場合のみ、ガードレールの代わりにチェーンが認められる。
- ~~(34)~~ 支柱を設ける場合には、少なくとも支柱 3 本毎に支柱を支持する肘板またはステイを設ける。
- ~~(45)~~ 取り外し式またはヒンジ式支柱の場合は、直立状態で固定できなければならない。
- ~~(56)~~ パイプライン等通行上障害となるものが当該設備内にある場合には、障害物を交わすことの出来るステップ等の設備を設ける。
- ~~(67)~~ 一般に歩路の幅は、1.5 m 以下とする。